

提 案 書 記 載 要 領

1．提案書等として提出する資料の種類

本入札にかかわる提案書等として、次の2つの資料を提出すること。

本入札にかかわる提案項目（以下、提案書と称す）

上記を補足する付属資料（以下、付属資料と称す）

上記のものを、以下の留意事項に従い、提出すること。

2．一般的な留意事項

総合評価一般競争入札においては、入札者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容がわかるように具体的に記述すること。

また、本業務を実施する上で必要な項目が洩れた場合評価が大幅に低くなるがあるので、必要な項目を余すことなく記載すること。

本入札の特記仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本県の判断で落札者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て入札者が実現を約束したものとみなす。

なお、提案価格外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、提案書には記載しないこと。

提案した方式だけで本業務を実施できなければ、本業務の実施に必要な対応は貴社の負担で行うこととなる。

3．提案書作成上の留意事項

- (1) 提案書の様式は、A4縦長横書き両面で左綴じとすること（図面等は除く）。
また、日本語で表記すること。
- (2) 1部は袋綴じし、社名を表紙に記載した上、本県の業者登録に使用した印鑑を押印すること。提出者の担当部門および責任者を明示すること。
- (3) 印を押さない提案書を13部作成し、電子媒体1部を添付すること。電子媒体には、紙媒体で提出する文書すべてを含めること。
- (4) 表題は『三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務に関わる提案書』とすること。
- (5) 「提案書記載事項」（別紙1）の目次に従いすべての項目について言及すること。
提案書は、全部で概ね100ページ以内に収めること。本県より様式を指定しているものは、全体のページ数の制限には含めないが、提案書の中に含めて提出すること。
- (6) 評価作業者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。

- (7) 外部委託にあたっては別途本県の承認を要する。他の企業に外部委託を予定している場合は、外部委託予定企業について記載すること。なお、外部委託予定企業を記載したとしても、本県がこれを承認することを保証するものではない。
- (8) 本県の提示した業務仕様書の全面コピーおよび「業務仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、厳しく評価する。
- (9) 入札者の考え方が理解しやすいように、簡潔かつわかりやすい表現で記述すること。

4．付属資料提出上の留意事項

- (1) 付属資料は、1冊に綴り込んで提出すること。
- (2) 付属資料は14部提出すること。
- (3) 表題は『三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務に関わる提案付属資料』とすること。

パンフレット等は直接評価の対象とはならないが、提案書を評価するにあたって参考とするので、提案に関わる必要な資料を提出すること。なお付属資料一覧を作成し、添付すること。

別紙 1 提案書記載事項

区 分		記述内容
1. 生産能力		
1.1	全体概要	・三重県熊野古道センター（仮称）構造用木材委託生産業務に係る特記仕様書に基づき、その提案に関する基本的な考え方、アピールポイント等を冒頭に簡潔に記述すること。
1.2	実施体制	・特記仕様書に基づき業務を行うにあたり、具体的な体制を分かりやすい図で示すこと。
1.3	実施フロー	・生産手順等について、フロー図により分かりやすく示すこと。 -必要記載事項- (1)森林所有者との交渉 (2)伐採・集材・運材 (3)加工・性能測定 (4)品質検査
1.4	原木供給体制	・原木供給体制についての考え方を具体的に記述すること。 -必要記載事項- (1)設計数量の原木確保計画 (2)伐採・搬出計画
1.5	木材加工体制	・木材加工体制についての考え方を具体的に記述すること。 -必要記載事項- (1)製材工場の生産能力 (2)各工場との連携体制
1.6	自主検査体制	・寸法、含水率、強度などの検査体制について、具体的に記述すること。 -必要記載事項- (1)体制のフロー図 (2)検査項目
1.7	保管体制	・成果品を納材時まで保管するにあたり、その体制について具体的に記述すること。 -必要記載事項- (1)保管場所 (2)保管条件
1.8	アフターケア	納材後のアフターケアについて記述すること
1.9	同種業務の実績	大型木造建築物の資材としての乾燥材の納品といった今回の業務内容と同等の受注事例を過去の実績として示すこと

2.品質管理		
2.1	品質に関する考え方	寸法、性能、保管など、品質管理にあたっての考え方を簡潔に記述すること
2.2	木材乾燥体制	<p>木材乾燥体制についての考え方を具体的に記述すること。</p> <p>-必要記載事項-</p> <p>(1)木材乾燥方法及びその理由 (2)乾燥スケジュール (3)木材乾燥設備の導入状況 (4)納期内乾燥の確実性（不適格品の再乾燥を含む） (5)他地域との連携（必要に応じて）</p>
2.3	含水率管理	<p>・含水率管理にあたり、その管理手法について具体的に記述すること。 ・仕様書に基づいた、含水率の測定にあたり、その対応策を具体的に記述すること。</p> <p>-必要記載事項-</p> <p>(1)測定機種 (2)測定方法 (3)測定値の明示方法 (4)他地域との連携（必要に応じて）</p>
2.4	強度管理	<p>・強度（曲げヤング係数）管理にあたり、その管理手法について具体的に記述すること。</p> <p>・特記仕様書に基づいた、強度（曲げヤング係数）の測定にあたり、その対応策を具体的に記述すること。</p> <p>-必要記載事項-</p> <p>(1)測定機種 (2)測定方法 (3)測定値の明示方法 (4)他地域との連携（必要に応じて）</p>
2.5	産地履歴実証手法	産地履歴（トレーサビリティ）を明確化するために、どのような手法を講じるのか、その手法を具体的に記述すること。